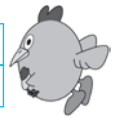


お知らせ

NEWS CORNER



愛の詩基金へ多額のご寄付をいただきました

2月10日に越谷遊技業組合から、当協議会の愛の詩基金に対し、20万円の寄付を頂きました。

越谷遊技業組合は、社会貢献活動の一環として、平成3年から愛の詩基金への寄付を続けられ、今回の寄付で累計金額は2,430万円となりました。

当協議会では、この寄付金を地域福祉の推進のため、活用してまいります。ありがとうございました。



贈呈式の様子 (右:越谷遊技業組合 松下副組合長、左:当協議会 杉本会長)

リハビリなんでも相談開催のお知らせ

「腰が痛い」「腕が挙がりにくい」「膝が痛い」「最近足腰が弱くなってきた」...など感じていませんか?

日常生活動作のアドバイスや自宅で簡単に出来る体操の指導など、理学療法士等が相談に応じます。ぜひ、ご利用ください。

目 表のとおり

対 市内に住所を有する60歳以上の方

申 当日申込み順(先着8人)

施設名	実施日/時間	定員	場所
ゆりのき荘	3月13日(木)	8人	2階 研修室
	4月10日(木)		
けやき荘	4月25日(金)	8人	和室
	9:30~11:00		
ひのき荘	3月14日(金)	8人	会議室
	9:30~11:00		

市民後見人受任者研修を開催しました

市民後見人受任者研修は、市民後見人として後見活動を行う際に必要となる知識の習得や情報交換等を目的とした研修です。

12月20日に実施した研修では「後見事務報告書の作成」をテーマに家庭裁判所へ年に1回被後見人等の生活や財産の状況を報告する「定期報告書」の作成について学び、実際の事例をもとに報告書の作成に取り組みました。



講師の須賀行政書士から説明を受ける受任者のみなさん

問合せ 成年後見センターこしがや 〒343-0813越ヶ谷4-1-1 (越谷市社会福祉協議会内) TEL(966)2281 FAX(965)3855

市民後見人とは

市民後見人養成研修を修了後、越谷市に名簿登録し、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民の方です。

現在、越谷市には48人の市民後見人が候補者として登録されており、そのうち15人が市民後見人として被後見人等のために活動しています。

埼玉県内では30人ほどが市民後見人として活動しており、その約半数が越谷市の市民後見人となっています。

*成年後見センターでは、制度に関する相談・申立手続きの助言などを行っています。ぜひ、ご利用ください。

【相談時間】

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分から午後5時まで

*来所での相談は、事前にご連絡をお願いします。

令和7年度石川奨学福祉基金奨学生を募集しています

高等学校に在学中または令和7年4月に入学予定で、学資金の支出が困難な方に返済する必要のない奨学金を給与します。

給与期間

令和7年4月から令和8年3月までの一年間(途中で退学等となった場合はその時点までの給与)

給与額 5,000円(一人当たりの月額)

対象者 次のすべてに該当する方

- ①市内在住で住民登録をしている世帯
- ②学資金の支出が困難なひとり親家庭等で、保護者が市・県民税非課税であること(生活保護受給世帯を除く)
- ③在学校の校長が推薦した者であること
- ④修学意欲が極めて旺盛であること

申込み

3月7日(金)午後5時までに、次の①~⑤の書類を生活支援課窓口へご持参ください。

(①および②は所定の用紙があります。)

- ①奨学金給与願
- ②所属学校長の推薦書
- ③保護者の非課税証明書
- ④世帯全員が記載された住民票の写し
- ⑤児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証の写し



問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

学費でお困りの方に教育支援資金貸付のご案内

貸付上限額・主な用途

	教育支援費		就学支度費	
	高校	35,000円/月	授業料 施設設備費 通学定期代	500,000円 ※入学時 のみ
短大・専門学校	60,000円/月			
大学	65,000円/月			

学費等の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、教育支援資金貸付を実施しています。

※世帯収入が生活保護の概ね1.7倍以下の世帯(家族構成で算出されます。)

返済期間 20年以内

※貸付けを受けて修学した学校を卒業して6か月後から返済開始となります。

例:120万円借りて、20年で返済する場合、毎月の返済額は5,000円となります。

利用にあたっての留意点

- ①修学する本人が申込者、世帯の生計中心者が連帯借受人になります。
- ②本貸付より優先して利用いただく奨学金(他制度)があります。
- ③受験する学校が決まっていれば、入学(合格発表)前でも申込みができます。
- ④申込みは1年ごとです。
- ⑤貸付けには審査があります。
- ※申込みから資金貸付までに、概ね1か月程度かかります。
- ⑥お住まいの担当地区の民生委員との面談が必要になる場合があります。

詳しくは、埼玉県社会福祉協議会または

当協議会ホームページをご覧ください。 問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

福祉のまちづくりをすすめる仲間を募集します!

問合せ 企画管理課 ☎(966)3411

1 応募方法

次の①、②を当協議会企画管理課へ持参してください。
受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く)
①当協議会指定の履歴書(履歴書は、当協議会窓口(企画管理課)で配付または当協議会ホームページから印刷する。)
②該当する職種の受験資格に記載されている資格証書の写し

2 応募期間

令和7年3月14日(金)まで

3 試験

書類選考合格者のみ面接試験
試験日は、後日連絡

4 雇用期間

契約期間は原則1か年、更新の可能性あり
(定年退職日は、満65歳に達した年度の3月31日まで)

No	職種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃金(3月1日現在)	採用日
パートタイマー	1 子育てコーディネーター(または補助員)	昭和35年4月2日以降に生まれ、保育士、幼稚園教諭、教員免許のいずれかの資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方 ただし補助は資格不要	育児の支援を必要とする利用者との援助を行いたい協力者のコーディネート業務および事務(パソコン操作) 資格を有しない方は、コーディネーターの補助	ファミリー・サポート・センター(中央市民会館2階)	週3日 9:30~17:00及び 9:45~17:15 土曜日勤務あり、シフト制	時給1,160円 補助(無資格者)は1,080円	4月1日(応相談)
	2 支援員	昭和35年4月2日以降に生まれ、普通自動車運転免許証を有し、日常的に運転している方	高齢者や障がい者の方への定期的な訪問、見守り、日常的な金銭管理等の支援および事務など ※簡単なパソコン(ワード・エクセル)作業あり	成年後見センター(中央市民会館1階)	週3日 9:00~16:30(平日のみ)	時給1,140円	

職員(介護サービス部門)を募集します!

問合せ 介護保険事業課 ☎(973)7343

No	職種	受験資格	職務の概要	勤務場所	勤務時間	賃金	採用日
1	非常勤ヘルパー(夜間)	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了し、普通自動車運転免許証を有するとともにスマートフォンをお持ちの方	高齢者や障がい者の訪問介護	介護保険事業課(宮本町1-151 エスペランサ101)	20:00~24:00 週1日から(二人体制にて勤務) シフト制	日給7,200円(4時間) 資格手当(介護福祉士)、勤続手当、その他各種手当あり *職員労働組合に加入することとします。	随時
2	直行ヘルパー	70歳未満の方で、介護職員初任者研修課程(旧訪問介護員養成研修2級課程)以上を修了し、スマートフォンをお持ちの方	高齢者や障がい者の自宅等での身体介護や家事援助、外出介助		都合の良い時間で週2日程度から	時給1,470円~1,690円 移動手当、遠距離手当、資格手当(介護福祉士)、その他各種手当あり	
応募方法		随時募集、次の①と②を介護保険事業課(宮本町1-151 エスペランサ101)へ持参のこと。①任意の履歴書(自筆で記入のこと。)					
試験		書類選考合格者のみ面接試験(試験日は後日連絡)					